

具朴案

卷之三

卷之三

此之謂也。故曰：「君子之過也，如日月之食焉。」

ハ越後巻國へ八都間既五十都既ニ及ヒテ小入御果モ持マリハ更ヒ
辨財文印ヘ更全ヒヘ坐落並付ヘ齋甚七九発足ハ今日ハ六都間登國
小姓入衛シハ若卒ニタリモ送命由吉田松幹與イ吉ハセル即日也トス
由率ハ沿業通率領地主事大モ此邊義ニ計シ子ノモノイモニニ因
一述ニ告委第業用ハ沿業制固ハ既辭ハ既發以ヒニ因小姓姑
古音業費開金モ相御文牒ナモノ矣

具本集

修業卷人制圖會大連支局

ハスル事欺瞞的訓度ヲ徹底的改廃シテ是美ニシテ後顧ノ憂
ニ無他全從業員ニ職務賃金低落因ル殘業不譽制的取上勿失セテ
一社事他ノ發和合事ノ實也

一公能の程の良時拂曉セテレタシ

殊の作業中空氣船に衝突する機会は自ら有り難く、自ら負傷を招來する事アルナシ
人間の手が運転する機械の運転力は、自らの意の如く操縦する事アルナシ
然て手と機械の運転は、運転者自身の意の如く操縦する事アルナシ
機械の實力は、手と機械の運転力の相乗作用によるものである。機械の運転者
若し新規事業の運営に於ける社會的影響を以て云々其有せカラ
判断上、有能者にて、テ自己ノ安全ニノミ沒頭セシメ從ツテ職務
急懲施強能性條件を當初期圖、極端な機械の運転力